

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

令和3年度外部精度管理事業の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の検査を行う施設における病原体等検査の精度管理については、検査施設における病原体等検査の業務管理要領の策定について（平成27年11月17日健感発1117第2号）の別添「検査施設における病原体等検査の業務管理要領」により通知したところですが、本要領中18（1）に規定する国が行う外部精度管理調査について、令和3年度は、別添「令和3年度外部精度管理事業実施要綱」により実施することとしましたので、御了知の上、貴管内の対象施設に周知願います。

令和3年度外部精度管理事業については、国立感染症研究所のホームページ内の専用サイト（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/laboratory-test/eqa.html>）を御確認いただくとともに、参加を希望する施設は、当該専用サイトにて示す手順に従って参加の申込みを行う必要がありますので、よろしくお取り計らい願います。

また、参加検討にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症対策の状況を鑑み、対応可能とご判断いただいた施設のみとしていただいて差し支えございません。

なお、課題1および課題3について参加を希望する施設は各自治体において1施設に留めていただきますようお願いいたします。